

議会報告会 = 第20回記念講演会 = 開催

〈第1部〉 記念講演

・ 演 題 「住民自治と議会」  
 ・ 講 師 小林 明夫 氏 (愛知学院大学 法学部教授)

〈第2部〉 市民との意見交換会(質疑応答)

第20回を記念して講演を行い、本講演会を通じて住民、市議会議員それぞれの目線で、住民自治と議会について考える機会として開催させていただきます。市民の皆様のご来場をお待ちしています。

市議会をしてみよう!

議会で 3月議会日程  
 開会は午前10時からです

日	月	火	水	木	金	土
2/19	20	21 議会運営委員会	22	23	24	25
26	27	28 本会議 (開会・提案説明)	3/1	2 本会議 (一般質問)	3	4
5	6 本会議 (一般質問)	7 本会議 (一般質問)	8	9 本会議(質疑)	10 本会議(質疑) 予算・決算委員会	11
12	13 建設水道委員会 予算・決算分科会	14 企画文教委員会 予算・決算分科会	15 市民福祉委員会 予算・決算分科会	16	17 予算・決算分科会 (予備日)	18
19	20	21	22 予算・決算委員会 議会運営委員会	23 本会議 (討論・採決・閉会)	24	25

テレビで 3月定例会の一般質問が放送されます

3月9日 (3月2日の質問)  
 3月16日 (3月6日の質問)  
 3月22日 (3月7日の質問)



ネットで

知立市議会 検索

編集 後記



知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」

内閣総理大臣の諮問機関として、地方制度調査会が内閣府に置かれている。これは、地方制度調査会設置法で位置付けられ、憲法の基本理念を十分に具体化するよう、地方制度全般について調査・検討するために設置されるものである。

昭和27年に第1次地方制度調査会が発足して以来、現在第31次の調査会まで設置されている。中核市や広域連合の創設、地方分権の推進や市町村合併、地方の自主性や自律性、地方議会、道州制のあり方、基礎自治体及び監査・

議会制度のあり方など貴重な答申が行われており、今日まで地方制度改革に大きな影響を及ぼしてきている。今後地方制度が、より一層充実されていくためには、この地方制度調査会の機能や役割がしっかり発揮されていくことが求められている。

知立市議会では、平成22年より議会改革を進めてきている。この調査会の報告や情報、法制度等を十分に把握し、的確な議会制度の確立を目指し、引き続き邁進していきたい。

第20回 議会報告会  
 ~市民との意見交換会~  
 にご参加ください

議会豆辞典

地方自治

地方自治とは、一定の地域を基礎とする国から独立の団体が、その機関により、その事務を当該団体の住民の意思に基づいて処理することをいう。

地方自治が、本来の機能を果たすには、国から独立の地方公共団体が設けられるという点での団体自治と、その事務の処理が住民の意思に基づく住民自治との二つの要素が必要であり、この両者を切り離して考えることはできない。

憲法が、第8章において地方自治を制度的に保障したゆえんは、地方自治の確立による地方行政の民主化を実現しようとするところにあると考えられている。

【日 時】  
 平成29年2月4日(土)  
 午後1時30分~

【会 場】  
 中央公民館 1F  
 大会議室

【主 催】  
 知立市議会

市議会だよりについて  
 ご意見、ご要望をおき  
 かせください

発行：知立市議会  
 編集：市議会だより編集委員会  
 知立市広見三丁目1番地  
 TEL (0566) 95-0137  
 FAX (0566) 83-5565

表紙の写真も募集しています